令和３年１月農業委員会総会議事録

令和3年1月25日午後3時00分、令和3年1月農業委員会総会を弘前市りんごの家2階研修室に招集する。

出席委員 23名

１番　岩谷　裕子　委員	２番　成田　忠光　委員	３番　三上　幸雄　委員
４番　佐藤　耕一　委員	６番　成田　繁則　委員	８番　三上　悦治　委員
９番　平井　秀樹　委員	10番　進藤　司　委員	11番　石岡　千鶴子　委員
12番　棟方　健　委員	14番　小田桐　明　委員	15番　奥元　勝義　委員
16番　髙橋　貴志　委員	17番　須藤　秀人　委員	18番　大湯　茂八郎　委員
19番　伊藤　公正　委員	20番　兜森　弘義　委員	21番　小嶋　勇成　委員
22番　藤田　善明　委員	23番　前田　優考　委員	24番　町田　高司　委員
25番　佐藤　剛郎　委員	26番　山内　知人　委員	

欠席委員　２名

７番　小林　政貴　委員	13番　木村　芳文　委員

出席事務局　　６名

事務局長	菅野　昌子	事務局次長	吉田　秀樹
事務局次長補佐	佐藤　祝幸	岩木分室長	佐藤　和明
相馬分室総括主査	藤田　徹	事務局主事	佐藤　久明

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議　事

議案第１号	農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第２号	農地転用許可に係る意見について
議案第３号	農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について
議案第４号	農用地利用集積計画の決定について
議案第５号	農用地利用集積計画策定の要請について
議案第６号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
議案第７号	農地・非農地の判断について
議案第８号	引き続き農業経営を行っている等の証明について（贈与税及び不動産取得税）
議案第９号	令和３年農作業臨時雇用標準賃金について
報告第１号	農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について
報告第２号	市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第３号	農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

［開始時刻 15 時 00 分］

事務局次長　ただいまから令和 3 年 1 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会　　長　【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長　それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願いいたします。

議　　長　議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。欠席者の通告があります。議席番号 7 番小林政貴委員、13 番木村芳文委員の 2 名であります。ただいまの出席者数は 23 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。20 番兜森弘義委員、21 番小嶋勇成委員、22 番藤田善明委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の佐藤久明主事を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。

議　　長　それでは、次第の 4、議事に入ります。議案第 1 号を議題といたします。議案第 1 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　1 ページをお開き願います。議案第 1 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 4 件 11,459 ㎡、畑 24 件 82,398 ㎡、合計 28 件 93,857 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 16 件 61,653.96 ㎡、畑 21 件 171,881 ㎡、合計 37 件 233,534.96 ㎡ であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　本日の、総会に提案されている議案について、去る 1 月 13 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、兜森弘義委員、藤田善明委員、前田優考委員、それに私、棟方であります。3 条許可申請について、新規就農 5 件についての事情聴取を行いました。7 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 135 番について申し上げます。譲受人は、以前より農業に携わりたいという思いがあり、今回、叔母より農地を譲り受ける事となったため、本申請に至ったと申し述べておりました。農作業経験は少ないものの、今後は地区の農家の方の指導を受け、すいかを栽培していくという事であり、技術力等、特に問題はないと判断しました。なお、取得後の経営面積については、本申請のほか、今月、五所川原市の農地を 5,000 ㎡取得しており、許可要件を満たしております。15 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 178 番について申し上げます。借受人は、これまで勤めていた農地所有適格法人で、14 年間、葉物野菜の栽培に従事しておりました。今後は専業農家として独立したいという思いがあり、今回、自分で農地を借り受ける見通しが立ったため、本申請に至ったと申し述べておりました。申請地ではレタス・キャベツを栽培すると申しており、一連の農作業経験があり、農機具等も備わっていることから、技術力

調査副委員長　等、特に問題はないと判断しました。次に、使用収益権関係、受付番号 180 番から 16 ページの 182 番について申し上げます。借受人は、妻の実家がりんご農家で、これまでも 5 年ほど農作業に従事し、また、申請地においても、昨年、一連の農作業を行っており、今回、自分で農地を借り受ける見通しがたったため、本申請に至ったと申し述べておりました。今後も妻の父の指導の下、りんごを栽培していくということから、技術力等、特に問題はないと判断しました。17 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 183 番について申し上げます。借受人は、これまでもりんご農家である実家の農作業に従事しており、今回、父より農地を借り受ける事となったため、本申請に至ったと申し述べておりました。申請地ではりんごを栽培すると申しており、一連の農作業経験があり、農機具等も備わっていることから、技術力等、特に問題はないと判断しました。次に、使用収益権関係、受付番号 184 番について申し上げます。借受人は、これまで 20 年間、農業高校に教員として勤めており、2 年前に退職してからは、りんご農家である父の下で農作業に従事してきました。今回、父より農地を借り受ける事となったため、本申請に至ったと申し述べておりました。今後もりんごを栽培すると申しており、一連の農作業経験があり、農機具等も備わっていることから、技術力等、特に問題はないと判断しました。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第 2 条第 3 項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第 1 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 1 号は、委員会報告のとおり決定して御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 1 号は、許可することに決定いたします。

次に、議案第 2 号を議題といたします。議案第 2 号は「農地転用許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　27 ページをお開き願います。議案第 2 号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、畑 2 件 5,203 ㎡ であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。29 ページをお開きください。調査会では、申請

調査副委員長　書を主体に調査しましたが、議案書にあるとおり、受付番号 8 番は、農地区分が第 1 種農地で原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外規定である「住宅で集落に接続して設置されるもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。受付番号 9 番は、農地区分が農用地区域内農地で原則不許可の農地区分ですが、「農用地利用計画において指定された用途に供するもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。なお、いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第 2 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 2 号は、委員長報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 2 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第 3 号を議題といたします。議案第 3 号は「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　31 ページをお開き願います。議案第 3 号は、「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 1 件 5,418 ㎡、畑 5 件 3,831 ㎡、合計 6 件 9,249 ㎡で、使用収益権が、田 1 件 171 ㎡、畑 1 件 300 ㎡、合計 2 件 471 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。調査会では、申請書を主体に調査しました。33 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 18 番については、議案書に示してあるとおり、農地区分が第 3 種農地で、許可相当の農地区分です。受付番号 19 番及び 20 番は、農地区分が第 2 種農地で、第 3 種農地や非農地に代替地がない場合に限り許可となる農地区分ですが、第 1 種農地の例外規定である「住宅で集落に接続して設置されるもの」であることから、代替地の検討を要さず転用許可基準を満たすものであります。受付番号 21 番は、農地区分が第 1 種農地で原則不許可となる農地区分ですが、不許可の例外規定である「既存施設の 2 分の 1 以内の

調査副委員長　拡張」であることから、転用許可基準を満たすものであります。34 ページをお開きください。受付番号 22 番は、農地区分が第 3 種農地で、許可相当の農地区分であります。受付番号 23 番は、農地区分が第 2 種農地で、第 3 種農地や非農地に代替地がない場合に限り許可となる農地区分ですが、第 1 種農地の例外規定である「住宅で集落に接続して設置されるもの」であることから、代替地の検討を要さず転用許可基準を満たすものであります。35 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 4 番は、農地区分が第 1 種農地で原則不許可となる農地区分でありますが、例外規定である「住宅で集落に接続して設置されるもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。受付番号 5 番は、その他の第 2 種農地で、第 3 種農地や非農地に代替地がない場合に限り許可となる農地区分ですが、どちらも第 1 種農地の不許可の例外規定である「住宅で集落に接続して設置されるもの」であることから、代替地の検討を要さず転用許可基準を満たすものであります。いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

調査副委員長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第 3 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 3 号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 3 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第 4 号を議題といたします。議案第 4 号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　37 ページをお開き願います。議案第 4 号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 11 件 59,470 ㎡、畑 16 件 77,750 ㎡、合計 27 件 137,220 ㎡であります。また、使用収益権関係では、畑 2 件 11,260 ㎡であります。 なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　本議案の総括といたしましては、基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、すべてについて、要件を満たしておりました。41 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 87 番の譲受人は、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の登録はあり

調査副委員長　ませんが、譲受人が借入地の所有権を取得することから、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の登録要件を要しないものであります。45 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 103 番については、あおもり農林業支援センターが実施する農地売買等事業により、あおもり農林業支援センターから借受けていた農地について、譲受人からの買受申出があったことによる所有権取得のための計画案となります。46 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 67 番については、貸借期間の満了により、利用権を再設定するための計画案であります。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。

議　　長　それでは、議案第 4 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 4 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 4 号は、委員会報告のとおり決定いたします。

次に、議案第 5 号を議題といたします。議案第 5 号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　47 ページをお開き願います。議案第 5 号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同法第 15 条第 4 項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 7 件 42,447 ㎡、畑 4 件 22,784 ㎡、合計 11 件 65,231 ㎡であります。
今回提出されました案件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、同法第 18 条第 3 項にかかげる各要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買 11 件が整ったものであります。以上であります。

議　　長　利用調整をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

前田優考委員　<議事参与の制限に該当する旨の申出あり>

（前田優考委員退席）

議　　長　「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 52 ページ、受付番号 69 番について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　受付番号 69 番について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第5号のうち、受付番号69番については、原案のとおり要請することに決定いたします。前田委員の着席をお願いします。

（前田優考委員着席）

議　　長　　それでは、議案第5号のうち、受付番号69番を除く計画案について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第5号のうち、受付番号69番を除く計画案については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第5号のうち、受付番号69番を除く計画案については、原案のとおり要請することに決定いたします。

次に、議案第6号を議題といたします。議案第6号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　53ページをお開き願います。議案第6号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。提案理由は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、用途変更が5件1,529㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　　調査会では、市農林部の農振担当職員と、当委員会職員が現地調査した結果に基づき、農地法の転用基準に照らして検討しました。55ページをお開きください。弘前市農用地用途変更、整理番号1番から5番は、農業用施設用地で、不許可の例外となる「農用地利用計画において指定された用途に供するもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。なお、1番及び3番については、農地法施行規則第29条第1号に規定する「その土地を耕作する者が、200㎡未満の農地を農作物の育成のため、農業用施設に供する場合」に該当することから、転用許可は不要となります。以上、申し上げたことから、農業振興地域整備計画の変更については、異議がないものと考えられました。以上報告いたします。

議　　長　　御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第6号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第6号ついては、計画の変更について異議ないもの

議　　長　　と決定いたします。

次に、議案第７号を議題といたします。議案第７号は、「農地・非農地の判断について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　57ページをお開き願います。議案第７号は、「農地・非農地の判断について」であります。提案理由は、農地法の運用について、第 4(1)及び(2) に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かについて、本会で判断したいので審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、畑５筆 14,608 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　　地区を担当する委員が現地調査を行った結果に基づき、調査会で農地に該当するか否かの審査をしたので、その結果について申し上げます。59 ページをお開きください。番号１番の土地は、農地法の運用について、第４（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当し、2 番から 5 番の土地については、第４（4）イの「その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」に該当すると認められるため、非農地とすることが妥当であると考えられました。以上、報告いたします。

議　　長　　現地調査をした委員から補足説明はありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第７号について、ご審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第７号は委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第７号は番号１番から５番を「非農地」と判断することに決定いたします。

次に、議案第８号を議題といたします。議案第８号は、「引き続き農業経営を行っている等の証明について（贈与税及び不動産取得税）」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　６１ページをお開き願います。議案第８号は、「引き続き農業経営を行っている等の証明について（贈与税及び不動産取得税）」であります。本案件は、租税特別措置法第７０条の４第１項及び地方税法附則第１２条第１項の適用を受ける受贈者から申請のあった引き続き農業経営を行っている等の証明願を受理したので、租税特別措置法施行規則第２３条の７第４２項及び地方税法施行規則附則第４条第３項の規定に基づく証明書を発行することについて、本会の審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数は１１件であります。農業を営むものが農地の全部を農業後継者となる推定相続人のうち、1 人に一括贈与した時は、農業後継者に課

事務局次長　税される贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予の特例を受けることができ、贈与者また受贈者のいずれかが亡くなった時は、その贈与税及び不動産取得税は免除されますが、受贈者は、納税猶予の期限が確定するまでの間、3年を経過する日までに、引き続き猶予を受けたい旨の届出書を、弘前税務署長及び中南地域県民局長に提出することになっております。届出書には、農業委員会の発行する証明書の添付が必要であることから申請があったものであります。この１１件につきましては、事務局職員による農地台帳の確認及び本人への聞き取り、そして、特例対象農地の現地調査を実施した結果、引き続き農業経営を行っている者として判断したものであります。以上のことから、前回の証明日の翌日から、本日、令和３年1月２５日までの期間について証明するものであります。以上であります。

議　　長　それでは、議案第８号について、ご審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第８号は原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第８号は原案のとおり証明することに決定いたします。

次に、議案第９号を議題といたします。議案第９号は、「令和３年農作業臨時雇用標準賃金について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　63ページをお開き願います。議案第９号は、「令和３年農作業臨時雇用標準賃金」についてであります。提案理由は、農家の労働力の安定確保と営農計画の適正化に資するため、農業委員会等に関する法律第６条第３項第２号の規定に基づき、「令和３年農作業臨時雇用標準賃金」を設定することについて、本会の審議を求めるものであります。なお、内容につきましては、広報委員会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　広報委員会の報告をお願いします。

広報委員長　本日の、総会に提案されている議案について、去る１月１５日、広報委員会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日は、三上幸雄副委員長、進藤司委員、小林政貴委員、藤田善明委員、それに私、三上が、農業委員の皆さまから提出されました令和３年農作業臨時雇用標準賃金調査の結果を基に、令和２年１０月３日に改定されました青森県最低賃金に配慮し、検討いたしました。議案書の65ページからの算定資料をご覧ください。「雇用賃金」の各項目の金額ですが、調査結果による実勢額が、「整枝せん定」と「除袋・葉とり・収穫」を除いた各項目の金額は、青森県の最低雇用賃金の日給換算に比して下回っていること、さらに、県の最低雇用賃金額が令和２年１０月から７９３円と昨年に比べて、３円増額されていること、また、「整枝せん定」においては、県の最低雇用賃金を上回っているものの、令和２年標準賃金を大幅に下回っていることから、昨年度と同額に据え置いております。次に「オペレーター」の各項目の金額ですが、「コンバイン」については、調査結果による市平均の実勢額が昨年と比べて約 38％と大幅に上昇していることから、昨年より２００円高くしようとするものであります。その他は昨年と同額となっております。続きまして、66 ページをご覧ください。「請負料金」の各項目の金額についてですが、「水田耕起」は２００円の減額、「荒かきのみ」は１００円の増額、「荒代かき」は２００円の減額、「田植機の苗なし」は１００円の減額、「コンバインの乾燥なし」は４００

広報委員長	円の減額、「乾燥まで」は１，０００円の増額、「ロールベーラー」は５００円の減額、「スピードスプレヤー」は９００円の増額となっております。以上、「令和３年農作業臨時雇用標準賃金」について、64 ページのとおり設定しようとするものであります。以上であります。
議　　長	それでは、議案第 9 号について、ご審議願います。ご質問等ございませんか。
石岡千鶴子委員	11 番。確認ですが、64 ページ（注）実労働時間は、1 日当たり 8 時間を標準とし、超過した場合は時間当たりで換算するということでよろしいでしょうか。通常、時間外勤務手当は 1.25 超過になるのですが、この場合 1 時間超過してもこの単位で推移するということでよろしいでしょうか。
佐藤次長補佐	ただ今のご質問ですけれど、1 日当たり 8 時間ということで、確かに超過勤務は 1.25 倍なのですが、あくまでも 1 時間あたりはこれを 8 で割ったものを基準にして頂きたい。実際に支払するときには、それぞれ雇用者と労働者との間で何らかのプラスはあるかもしれませんが、基準としては 8 で割った数字になります。
議　　長	他にご質問等ございませんか。
棟方健委員	12 番。青森県最低賃金は、時給 793 円、最低賃金が毎回上がって行けば 1,000 円になる時代がいつになるか分からないが、りんごの価格が安定しているときは良いが、最低賃金に合わせていけば、最低賃金が上がって行けば我々第１次産業にとっては非常に困ると思う。冬になると４時頃になると暗くなり仕事ができなくても、普通は 1 日の賃金をかけている。その点、時給にした方が良いのか、1 日単価でやった方が良いのか、最低賃金が 1,000 円になった場合の我々の経営と、時給でやるのか、1 日単価でやるのか、2 点を質問します。
事務局次長	今のご質問です。まず、最低賃金がこれから毎年 3 円ずつ上がって行ったり、場合によっては 5 円、10 円上がったり想定されます。あくまでも、それに配慮するかどうかということは、農業委員会の考え方だと思います。ですから、実際、皆様から実勢額を頂戴している金額があります。それと雇用賃金の方の最低賃金が偏ったものがあるとか、そういうものが委員会の意見として、それを上回らなくても、もしくは同額でも配慮しながら進めて行くべきかと思います。今回の場合は、最低賃金に意識しても配慮しても、だいたい皆様の調査したもので対応し得るものであります。12 番委員さんがおっしゃるとおり、やはりどんどん上がっていく実情とその時はその時で対応を考えて行けばいいと思います。また、この表は、県の方の調整もあって 1 日単位で示すことになっているので、この表現になっています。実際は、生産現場において雇い主と雇われる側とのお話の上での調整だと思います。そこは臨機応変に対応していただければと思います。
棟方健委員	12 番。まるっきり農業経験のない、ハシゴも上がれない、アルバイト的な人でも最低賃金を要求してくるような場合もある。その人、ベテランならそれ以上かけてもいい人もいる。アルバイトであれば居なくなったり、それでも最低賃金を請求される。そういうことも少し考えてもらわないといけない。労働基準監督署に何も払っていないとしゃべられる。そこを懸念する。ハシゴへ上がれなくても 6,400 円の最低賃金を払わなければいけない。農家としては困る。この場で考えて最低賃金に対しては慎重になるべきである。
議　　長	皆さんから、この意見に対して何かありませんか。
三上幸雄委員	広報委員会でもそういう意見も出ましたし、それこそ棟方委員が言うように、秋になると時間も短くなるし、一服なしでやるとか、個々の農家で差が出てくる

三上幸雄委員　と思うし、あくまでも参考であります。今、棟方委員が言ったように、しっかりした作業ができる部分での支払となるのが基本であります。我々も委員長を始め、これで良いのではないかということで参考としてお願いしたい。

議　　長　他にご質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第９号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第９号は、原案のとおり決定いたします。

次に、報告第１号「農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　67ページをお開き願います。報告第１号は、「農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第３条の３第１項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、田４件33,089㎡、畑５件53,358㎡、合計９件86,447㎡であります。なお、届出理由につきましては69ページから70ページの届出事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　報告第１号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　次に、報告第２号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　71ページをお開き願います。報告第２号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第５条１項第７号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第10条第２項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、５条関係が田１件268㎡、畑３件1,913㎡、合計４件2,181㎡であります。なお、届出理由につきましては、73ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　報告第２号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　次に、報告第３号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　75ページをお開き願います。報告第３号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第18条第１項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、田15件58,291㎡、畑６件20,672㎡、合計21件78,963㎡であります。なお、解約理由につきましては、77ページから79ページの解約事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　　報告第３号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

［議事終了 15 時 50 分］